

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和4年10月6日

さいたま地方法務局 上尾出張所

登記官 勝 間 徹

記

意見又は資料の提出先

上尾市大字西門前753番地1（〒362-0005）

さいたま地方法務局 上尾出張所

048-771-0239 ナビダイヤル②番

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地目	地積
	所在	地番		
第0310-2022-0071号 (旧:0310-2019-0033)	北足立郡伊奈町大字小室字道上	10406	原野	109
第0310-2022-0072号 (旧:0310-2019-0034)	北足立郡伊奈町大字小室字道上	10473	原野	128
第0310-2022-0073号 (旧:0310-2019-0035)	北足立郡伊奈町大字小室字峯下	10736	原野	49